

19. 一部負担還元金支給規程

三菱製紙健康保険組合

一部負担還元金支給規程目次

第1条（総 則）	3 頁
第2条（明細書による支給）	3 頁
第3条（明細書以外による支給）	3 頁
第4条（支 給 日）	3 頁
第5条（支給方法）	3 頁
第6条（雑 事 項）	3 頁
附 則	3 頁

第1条（総 則）

三菱製紙健康保険組合（以下「組合」という。）が実施する一部負担還元金支給規程は、組合規約第55条に基づき、その支給手続はこの規程の定めるところにより、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることとする。

第2条（明細書による支給）

組合は、被保険者が支払った一部負担金の額を当該被保険者の診療報酬明細書若しくは調剤報酬明細書（以下「明細書」という。）により確認できる場合は、その明細書により組合規約第55条第2項の規定による一部負担還元金の額を算定し支給するものとする。

第3条（明細書以外による支給）

前条の規定により一部負担還元金の額を算定することができない場合は、被保険者は次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出するものとし、その請求書により、組合規約第55条第2項による一部負担還元金の額を算定し支給するものとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 被保険者証の記号及び番号
- (3) 傷病名並びに発病又は負傷の年月日及び原因
- (4) 傷病の経過及び診療の期間
- (5) 診療の内容
- (6) 診療に要した費用
- (7) 医療機関の名称及び所在地

2. 前項の請求書には、一部負担金の支払に関する証拠書類を添付しなければならない。

第4条（支給日）

一部負担還元金は、毎月10日、26日に支給する。なお、支給日が休日の場合はその前日とする。

第5条（支給方法）

一部負担還元金は原則として銀行振込により支給する。

第6条（雑事項）

この規程に関し軽易なる事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成6年 4月 1日から施行する。